

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

奄美市長 安田 壮平

市町村名 (市町村コード)	奄美市 (46222)	
地域名 (地域内農業集落名)	宇宿地区 ( 崎原,土盛,宇宿,城間,万屋 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、さとうきびの栽培が盛んである。当地域の課題は担い手の高齢化が進みつつあること、後継者不足が顕在化しつつあることである、農地に関し耕作放棄地は少ない。  
 地元農業者と多面的機能支払交付金事業組織、中山間地域等直接支払交付金事業組織が一体となり、農地を維持し、耕作放棄地の発生防止に努めている、今後も持続的に農地利用を図るために、農地中間管理機構等を活用した農地の集積や後継者の育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物であるのさとうきびの生産を基本として、野菜・果樹といった農作物の生産拡大を図るとともに、収益性の高い新規作物の導入とあわせて既存作物の収量増を目標とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	351 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	351 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、基盤整備が進んでいる土地改良区内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理を行う区域は設定しない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手の高齢化による離農が見込まれることから、農地中間管理機構を活用し、若手の認定農業者や新規就農者などを中心に別の担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を積極的に農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向に沿った集積を図っていく。将来的には担い手の効率的な営農に繋がる農地の集約化を目指す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
当地域の主要作物であるさとうきびや施設園芸作物等への安定した用水供給を行うため、必要に応じて更新など事業導入に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の多様な経営体が今後も経営を続けることが出来る体制を整えるため、地域内外を問わず受託作業を継続する。新規就農者の受入れを推進し、奄美市及び関係組織と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため、収穫作業を中心に農業支援サービス組織への委託を活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--